

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月22日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表3警察官駐在所の部広島県東広島警察署の款入野警察官駐在所の項中「河内町(入野)」の次に「、入野中山台一丁目～五丁目」を加え、同部広島県三原警察署の款幸崎警察官駐在所の項位置の欄中「幸崎町」を「幸崎能地一丁目」に改め、同項所管区の欄中「幸崎町」の次に「、幸崎能地一丁目～七丁目、幸崎渡瀬、幸崎久和喜」を加える。

別表備考中「平成22年3月1日」を「平成23年1月1日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。